

---

平成29年7月4日 8:50

---

東北地方整備局災害対策本部は、平成29年7月3日9:10に設置した注意体制（風水害）を平成29年7月4日8:50に警戒体制に移行します。

【理由】

- ・降雨により、管内の砂防2支部が雨量基準値に達し警戒体制をとり、河川室が警戒体制に移行したため。

<警戒体制をとっている支部>

- ・新庄河川事務所（砂防）
- ・福島河川国道事務所（砂防）
- ・岩木川ダム統合管理事務所（ダム）

<注意体制をとっている支部>

- ・岩手河川国道事務所（砂防）
- ・湯沢河川国道事務所（砂防）
- ・北上川ダム統合管理事務所（ダム）
- ・月山ダム管理所（ダム）
- ・最上川ダム統合管理事務所（ダム）
- ・東北技術事務所（支援）